

平成 27 年 10 月 30 日

流山市長 井崎 義治 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成 27 年 10 月 6 日に貴市より受領いたしました「平成 26 年度の放射能対策に係る損害賠償請求について」（流環第 402 号）につきまして、現在、ご請求いただいた項目について内容を確認させていただいておりますが、貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただき、引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、別紙のとおり引き続きご協議させていただきたくお願い申し上げます。

以 上

項目	弊社の考え方
放射線廃棄物対策事業 道路管理放射能対策事業 水路等管理放射能対策事業	<p>除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」）にもとづき進められるものと考えており、それらに係る費用は同法によって国による財政上の措置が講じられるものと認識しております。</p> <p>国による財政上の措置の対象とならない費用につきましては、中間指針等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p> <p>地方公共団体さまによる除染に係る費用の賠償につきましては、地方公共団体さまが事故由来放射性物質による人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的に、特措法や「除染に関する緊急方針」に準拠して実施を余儀なくされた除染に伴って必然的に生じた追加的費用のうち、国による財政上の措置の対象とならない費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を対象とさせていただきます。</p> <p>貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応させていただきます。</p>
放射線廃棄物対策に要した職員の特務手当 放射能対策全般に要した人件費 道路管理放射能対策に要した職員の特務手当	<p>職員対応費に係る賠償につきましては、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実とその関係を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応させていただきます。</p>